

小・中学生のための

# 福祉のしごとガイド



# 小・中学生のための 福祉のしごとガイド

このパンフレットでは、

高齢者・子ども・障がい者・地域にかかわる

主な福祉のしごとを、

職場・職種に分けて説明しています。

## 高齢者・子ども・障がい者の職場の分類



施設などに入所・入居して暮らす  
利用者さんにサービスを提供します



自宅で暮らす利用者さんが通ったり利用者さんの自宅に訪問してサービスを提供します



利用者さんやご家族の生活の  
困りごとについて相談を受けます

## 高齢者にかかわる職場



介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

必要な支援で、高齢者に  
安心して暮らしてもらう生活の場

年をとって、自宅では食事やトイレ、入浴など日々の生活がしづらくなり、自宅で暮らすのが難しくなった高齢者が移り住む施設です。一人ひとりの生活スタイルに合った計画に基づいて、できるだけ「自分でできること」を保ち、生活のしづらさを補いながら、安心して暮らしてもらいます。最近では、いくつかの個室を1グループにし、まん中のリビングを囲んで共同生活を送るといった、一般の家のようなスタイルが増えています。

### ポイント

- 年齢層は高め。重い病気の人、なくなる間際の人もあり、緊張感とやりがいのある職場
- 本人が自宅に一人で暮らすのは難しい・介護する人の負担が大きすぎる、という場合などに利用を検討されることが多い
- 24時間365日、職員が近くにおいて緊急時に対応するので、利用者さんと家族は安心



## 1日の仕事の流れは？ (介護老人福祉施設で働く介護福祉士の場合)



# 高齢者にかかわる職場



## 介護老人保健施設

自宅に戻るためにリハビリしたり  
生活を整えたりする中継施設

病気で入院した後など、高齢者がそのまま自宅生活をするのは難しい場合、自宅でも生活できるようにリハビリや病気の管理などを行い、体の状態を回復させたり整えたりしてから、再び自宅で生活を続けられるように訓練する施設です。利用は数週間～数か月間がほとんどです。

リハビリを行う理学療法士や作業療法士、体調管理をする看護師、薬の管理を行う薬剤師、栄養状態を整える栄養士を中心に、介護職（介護福祉士）も働いています。

### ポイント

- 「多くの入所者が自宅に戻れた」という成果が上がれば、施設の収入が増えるしくみ
- 自宅にスムーズに戻れるように、自宅の環境や暮らし方について、入所中に十分に検討する
- 帰宅後、体調を維持できるようにするため、自宅に訪問する予定のリハビリ職員や介護職員に情報に連携することも重要



## 1日の仕事の流れは？（介護老人保健施設で働く看護職の場合）



## 認知症グループホーム

認知症の人が少人数で共同生活を送る住まい

認知症のある人が1つの建物に5～9人程度集まって共同生活を送る「住まい」で、スタッフが基本的な食事やトイレ、入浴などの日常生活のお手伝いをします。ただし、全て手伝うのではなく「食事の用意は私」「掃除の担当は僕」というように、共同生活でそれぞれの役割を担ってもらうことで、生活にやりがいや張り合いが生まれることを目指しています。

それぞれの入居者さんに個室があり、そのまん中にみんなが一緒に過ごせるリビングがあるところが多いようです。

### ポイント

- スタッフは、一緒に生活している「パートナー」
- 体を使って介助をするより、認知症の知識を押さえた上で、寄りそうように働くことが求められる
- スタッフの多くは認知症ケアのプロなので、地域の認知症のある人が気軽に相談できる場所とする取り組みも進められている



# 高齢者にかかわる職場



## 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

介護や相談などのさまざまなサポートを提供する高齢者の住まい

どちらも、体の状態が思わしくなかったり、一人暮らしでは不安が多い人が移り住む「住まい」です。食事を提供したり身の回りの手伝いなど介護サービスを中心に行う「介護付き有料老人ホーム」、比較的自立した人が困ったときの生活援助や緊急時支援を受ける「住宅型有料老人ホーム」、安否確認や生活の相談などを中心に提供する「サービス付き高齢者向け住宅」があります。あくまで入居者の「家」で、入居は1人1室が基本です。夫婦で一緒に入居ができるところもあります。

### ポイント

- 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、比較的元気な人が入居することが多い
- 多くの介助が必要だったり認知症がある人は、別の介護事業所のサービスを受けたり、施設内で介護サービスも提供する「介護付き有料老人ホーム」に入居することが多い



## 訪問介護

介護が必要な人の自宅に訪問し、本人が必要なさまざまなお手伝いをする

身の回りで、さまざまなお手伝いが必要になった高齢者の自宅を訪問します。例えば食事やトイレ、入浴で利用者さんが動くのを手伝ったり、調理や掃除、洗濯など本人ができなくなった家事を代わりに行って、自宅で暮らし続けることができるようにします。例えば洗濯で、利用者さんが「洗濯機を回す・洗濯物をたたむ」はできるが、「洗濯物を干す・取り込む」ができない場合、訪問介護で、「干す・取り込む」部分だけを手伝い、一緒にやりとげます。

### ポイント

- 住み慣れた自宅で長く暮らしたいという高齢者は多い。自宅の環境や習慣に合わせて、個別のサービスで対応できる点が魅力
- 一人暮らしの高齢者がますます増える中、さまざまな面で訪問介護のニーズは高まっている
- 訪問介護員は他の介護職と比べて不足している。スタッフを集めることが大きな課題



## 訪問看護

看護師が、日々の健康管理が必要な人の自宅を訪問

重い病気などになると、病気の悪化を防ぐためにも、日々の健康管理が大切です。そうした人の自宅に、主治医（かかりつけ医）の指示に基づいて看護師が訪問し、体温や血圧、脈拍などを調べたり、服薬介助などの医療面の対応をします。特に症状が重いと、寝たきりで床ずれができやすかったり、お風呂に入って具合が悪くなるなどの問題も起きやすくなり、急に容態が悪くなることもあります。そうした場合は緊急の訪問対応もできる、頼りになるサービスです。

### ポイント

- 病院に入院できる期間が短くなっているため、容態が不安定なまま自宅に戻る人が増える中、在宅生活における医療面での不安を解消する大切な仕事
- 認知症グループホームやサービス付き高齢者向け住宅などで重い病気を抱える入居者さんが増えているので、その入居者を訪問する訪問看護ステーションも多い



# 高齢者にかかわる職場



## 通所介護 (デイサービス)

定期的に通い、介護を受けながら  
安心して過ごす「居場所」

介護が必要になった高齢者が、送迎などで定期的に通い、主に日中4～6時間程度のサービスを受ける「居場所」が通所介護(デイサービス)です。利用者さんが施設にいる間、食事を提供したり、トイレや入浴を介助したり、運動機能などが低下しないように体を動かしたりします。専門職によるリハビリを受けることもできます。大きな規模の通所介護もあれば、数名程度の小さな規模のものもあります。アットホームな雰囲気の中で過ごしたい人は、小さな規模の通所介護が合っています。

### ポイント

- 定期的に外の居場所に「通う」ことで、高齢者が社会とのかかわりや運動機能などをもち続け、できるだけ元気な状態を保つことを目的としたサービス
- 働きながら介護をする家族も多い中、本人が日中通所介護に通うことで、家族にとって大きな安心となり、介護離職を防ぐことができる



## 通所リハビリテーション

定期的に通い、  
リハビリテーションを受ける場所

体の状態や記憶力などが低下した高齢者が日中に通い、リハビリテーションを行って自宅で生活する力を保つ、または取り戻してもらう場所です。日中に通う点では通所介護(デイサービス)に似ていますが、理学療法士などのリハビリ専門職がたてた計画にもとづく集中的なリハビリを提供するのが特徴です。認知症のある人に対して、自宅で生活しやすくするためのリハビリも行います。通所介護と比べると、短時間の利用が多くなります。

### ポイント

- 生活するために必要な動きを維持して自宅で暮らし続けるためにも、通所リハビリテーションの重要性は高まっている
- 痛みが強かったり状態が不安定なケースでは、リハビリは慎重に行われる
- 認知症のある人が自宅生活を続けるために、心の状態を穏やかにするリハビリも行われている



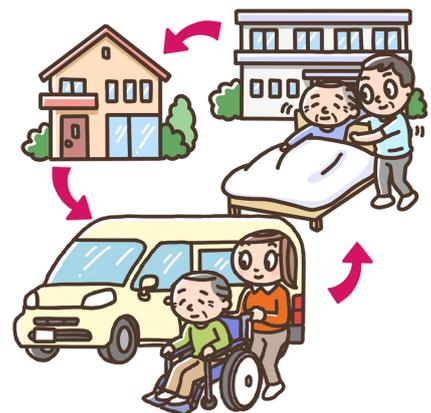
## 小規模多機能型居宅介護

「訪問」「通い」「泊まり」で柔軟に対応して  
地域での生活を支える

心身の状態が変化しやすい高齢者が、住み慣れた自宅でより長く暮らすために、多様なサービスを柔軟に提供します。利用者さんの状態に応じて、介護職が自宅に「訪問(訪問介護)」したり、本人が施設に「通い(通所介護)」や「泊まり(ショートステイ)」で訪れるなど、組み合わせて利用できます。また、重い病気などがある人もこのような柔軟なサービスを利用できるように、看護師が常駐する看護小規模多機能型居宅介護もあります。

### ポイント

- 一人暮らしの高齢者も、住み慣れた地域でその人なりの生活ができるよう、本人の意見を尊重しながら柔軟に支援を行う
- 事業所以外にも出かけることがあるので、地域のさまざまな人の協力も必要。実際に町の中でサービスをすることで、町の人々の理解が得られやすくなる面もある



# 高齢者にかかわる職場



## 居宅介護支援事業所

介護サービスの計画を立てて、サービスを手配する

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、介護が必要な人やその家族の相談にのり、その人が自立した生活を維持または回復することを旨として、主に自宅で受ける介護サービスの計画（ケアプラン）を作り、その計画に沿ってサービスを手配します。サービス開始後は利用者さんの様子を定期的に確認し、必要に応じて計画の見直しを行い、施設などへの入所が必要になった場合は紹介します。この介護支援専門員が勤務する事業所が、居宅介護支援事業所です。

### ポイント

- 病気やケガ、認知症などで介護が必要になった人が、主に自宅で介護保険のサービスを使いたいときに依頼する
- 自宅を訪問することが多いため、本人や家族の生活、体の状態など、家の中の複雑な困りごとにアクセスしやすい。そこから幅広い支援につなげる役割も期待されている



## 1日の仕事の流れは？（居宅介護支援事業所で働く介護支援専門員（ケアマネジャー）の場合）



## 地域包括支援センター

地域で、高齢者などさまざまな人の悩みの相談にのる機関

市区町村により設置され、地域の人々に対し、さまざまな生活上の悩みの相談にのっています。高齢者の関係では介護相談が多いですが、障がい者の支援相談や、お金がなく生活が苦しい人からの相談、人の権利が損なわれている疑いがあるときの相談にもなります。

このように、生活の「困りごと」があれば何でも相談にのり、必要に応じて専門の相談機関につなげる役割も果たします。また、介護支援専門員からの相談にのったり、助言・指導を行ったりもします。

### ポイント

- 高齢者をはじめ、さまざまな人の介護や障がい、生活に関する幅広い相談を受け、解決に向けた手立てを尽くす機関
- 社会が複雑になり業務の量が大幅に増え、人手不足も課題に
- 業務の一部を居宅介護支援事業所に任せられるような見直しが進んでいる



# 子どもにかかわる職場



## 保育所 (保育園)

親の代わりに子どもの健やかな生活をサポート

親に代わって子どもたちに基本的な生活習慣を身につけさせ、健やかに育つようサポートをする職場です。

朝～夕方、場合によっては夜間・深夜まで子どもを預かることもあります。乳幼児という、人間の基礎的な愛情や人格を作る時期の子どもたちが1日の大半を過ごす場所のため、家庭的な雰囲気や安心して過ごせるように心を配ります。

また、障がいのある子どもを預かる保育所もあり、専門の職員がケアを行っています。

### ポイント

- 安全に子どもたちを預かるだけでなく、基本的な生活習慣を身につけさせるなど、健やかな発育をサポートする
- 利用を求める人が増える一方、保育所数は不足している
- 駅の近くのビルの中や、会社や学校の中など、さまざまなスタイルの保育所が増えている



## 認定こども園

保育所と幼稚園の特長を合わせもつ新しい育ちの場

子どもの成長をサポートする保育園と、学校に上がる準備として教育することに力を入れる幼稚園の、両方のよさを合わせもつ、子どもの育ちの場です。子どもが保育園に通う必要があるものの、幼い頃から十分に学習の準備をさせたいなどのニーズから生まれました。

認定こども園には、幼保連携型・保育所型などのタイプがあり、それぞれ特徴ある取り組みをしています。また、両親が共働きなど保育を必要とする理由がなくても通い続けることができます。

### ポイント

- 2006年10月からスタートした比較的新しい施設
- 0歳時からずっと通える保育所のよさと、3歳から学校に上がる準備の教育をする幼稚園のよさを合わせもつ
- 保育士不足は認定こども園でも大きな課題。保育士が幼稚園教諭の資格も合わせてとれるようにする支援が求められている



## 児童養護施設

さまざまな家庭の事情を抱える子どもの自立に向けて援助

さまざまな事情で家庭にいられない子どもたちを保護した後に入所してもらい、将来に向けて自立できるように手助けする施設です。例えば、食事や入浴、身の回りの整理整頓、お金の管理方法など、家庭生活の基礎を子どもたちに伝えます。

また、学校生活や友だちとの人間関係などの相談にのったり、学習指導をしたり、就職や進学相談も行います。

さらに、児童相談所などと連携して、保護しなければならない子どもを入所できるような相談の対応もしています。

### ポイント

- 保護者がいなかったり、家で虐待を受けていたり、さまざまな事情で自宅にいられない子どもたちを入所させて保護する施設
- 心理的に不安定な子どもには、幅広い専門職によるケアも
- 虐待の再発を防ぎ子どもの安全を保護する視点で、児童相談所と連携して親のケアをする視点も必要になっている



## 子どもにかかわる職場



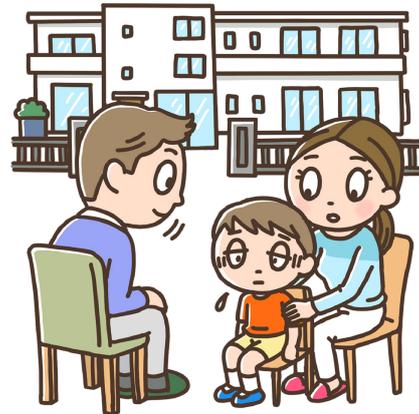
### 児童相談所

子どもの権利を守るための相談や調査、保護、指導などの活動を広く行う行政機関

家庭での虐待や両親の離婚によって子どもが健やかに育つ環境が損なわれたり、子どもが非行に陥ったり不登校になったりするなど、幅広いケースの相談に対応します。児童相談所の担当件数が多すぎるため、最近では役所と分担し、児童相談所は主に虐待対応に力を入れています。相談があると、児童相談所は必要な調査を行い、子どもを一時的に保護して虐待があったか判定し、親に事情を聞き指導を行います。特に悪質な場合は児童相談所から警察に通報することもあります。

#### ポイント

- 子どもを一時的に保護したり、児童養護施設への入所や里親を探したりするなど、その子どもに一番適した援助のあり方を探る
- 虐待をなくすためには、子育てなどに悩む親の相談にのる環境づくりも必要。そこに児童相談所がかかわることで、家庭や地域の心強い存在になる



### 障害児入所施設

障がいのある子どもが安全に暮らし、自立する力を伸ばす住まい

体や視覚・聴覚や知的な障がいがある、原則として小学校から18歳未満の子どもが入所しています。障がいのある子どもが安全に過ごせるように配慮しつつ、身の回りのことが自分で少しずつできるようにサポートする住まいとしての施設です。将来、施設を出て自分で生活するために必要な知識や技能を身につけられるような支援もします。さまざまな生活行為の介助が中心となる「福祉型」と、医療的ケアも必要な子どもを対象とした「医療型」があります。

#### ポイント

- 子どもたちの生活を職員がサポートしつつ、将来的に自立を目指せるように指導する
- 家庭と同じような環境が望ましいとされ、施設の規模を小さくする流れがある
- 原則として、学校を卒業すると施設を出ることになるため、スムーズに家庭や地域へ戻るためのサポートが課題



### 児童発達支援センター

障がいのある子どもに通ってもらい身の回りをサポート

障がいのある子どもが通う場です。通ってくる子どもたちに対し、身の回りの生活の手伝いをしたり、少しでも自分でできることを増やすための支援や訓練を行います。障害児入所施設が、「そこに入所して暮らす」のに対し、児童発達支援センターは、「そこに通って過ごす」場所です。一人ひとりの子どもの個性や成長に合わせたプログラムに取り組みます。小学校に入学する前の子どもには、あいさつや時間で区切った活動など集団生活になじむための練習もします。

#### ポイント

- 体の障がいや知的障がいがある子どもが通い、その身の回りの生活を手伝ったり、少しでも自分でできることを増やしていくための習慣作りを練習する
- 障がいのある子どもが地域の生活になじむためには、地域のさまざまな機関や家庭との協力が必要。そのかけ橋ともなる職場



# 子どもにかかわる職場



## 児童館・学童保育所

子どもたちに遊びの場を提供し、  
心と体をはぐくむ

18歳未満の子どもに遊ぶ場所を提供し、健康な体や豊かな心を育てようとするのが「児童館」です。

集会室やプレイルーム、工作室、音楽室、図書室などを備えています。子どもたちは音楽を聴いたり、絵を描いたりするほか、自ら演劇に取り組むこともあります。このようなさまざまな機会を通じて、自分たちでものを創り出す力をはぐくんだり、子ども同士が「遊びの輪」の中でいきいきと過ごせる環境を作ります。



## 放課後等デイサービス

障がいのある子どもが、  
学校のない時間も通える居場所

障がいのある子どもは、一定の年齢になると特別支援学校などに通い、身の回りのことを自分でするためのサポートやケアを受けます。しかし、放課後や夏休みなどの間は、そうしたサポートやケアは受けられません。この時間に通ってもらいサポートを行うのが、放課後等デイサービスです。

障がいのある子どもたちの居場所となるほか、本人の希望を聞きながら身の回りのことをするための訓練なども行います。



## 地域子育て支援センター

休日の保育所などを活用し、  
子育て相談などに対応

地域子育て支援センターは市区町村によって、主に小学校入学前の子どもとその親と一緒に訪れ、地域でしっかり子育て支援を行う目的で作られています。

地域のコミュニティセンターや休日の保育所などを活用し、小さな子どもがいる親の子育て相談や助言をしたり、子育て情報を提供したりします。

子どもたちが一緒に来て、親子同士で交流を行ったり、父親の育児参加に関する相談やイベントを行うこともあります。



## 乳児院

家庭で育てることが難しい乳児を  
受け入れて養育する

さまざまな事情により家庭で育てることが難しい1歳未満の乳児を受け入れ、授乳、食事、おむつ交換などの世話をしながら、その子どもが成長できるようサポートします。

心から安心してもらえるよう抱っこしてぬくもりを伝えたり、よく眠れるような環境を整えたり、一緒に遊んだりします。

成長したら親のもとに戻すことを目指す場合は、親の相談のつたり援助したりして、受け入れられるように支援するのも乳児院の役割です。親が子どもを育てることが難しい場合は、里親などの調整も行います。



# 障がい者にかかわる職場



## 障害者支援施設

障がいがある人の身の回りの世話や  
相談支援、訓練などをする施設

障がいがある人が暮らし、そこで職員が入浴やトイレ、食事など身の回りの生活を手助けしたり、生活上のさまざまな相談にのったりします。また、障がいがあっても自分でできることを増やすために練習したり、将来自分で働くための訓練をしたりします。

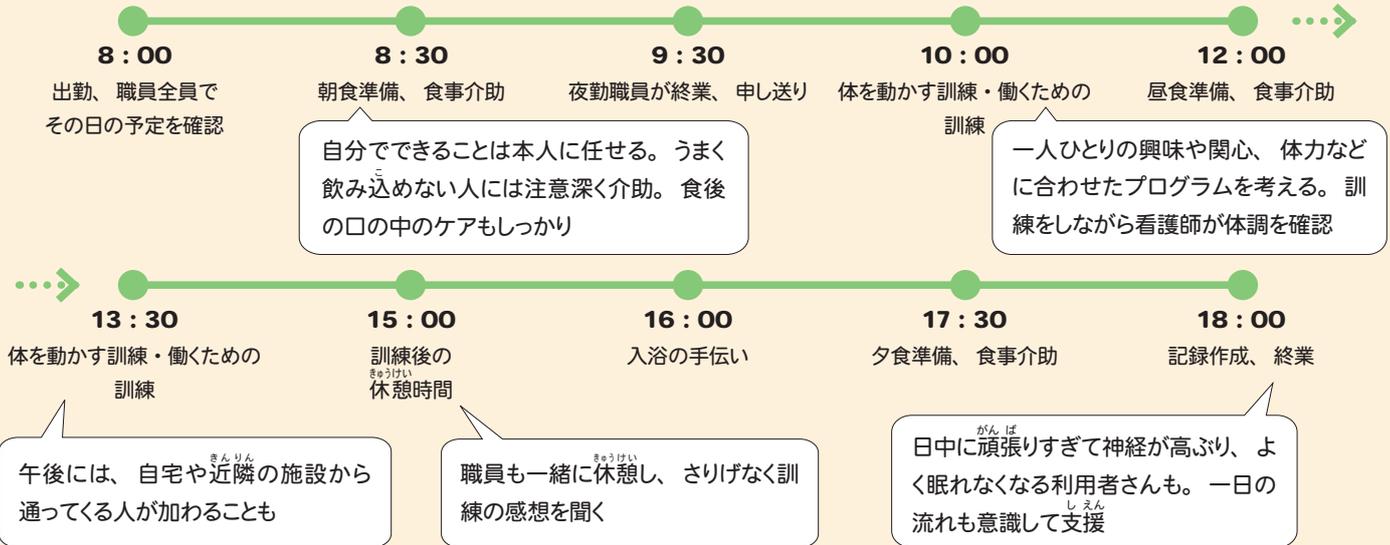
日中だけ通ってくる人もいて、その人もここで仕事のための訓練をすることもありません。反対に、入所している人が訓練を受けるために、別の施設に通うのを職員がサポートすることもあります。

### ポイント

- 施設で暮らしながら生活上の支援を受けつつ、社会参加に向けた活動が両方できる施設
- 就労支援は、できる限りその人の希望に沿った作業を行うため、職員はアイデアを出し、環境を整備している
- 社会とのつながりを整えていくため、近所の人々の理解も欠かせない



## 1日の仕事の流れは？(障害者支援施設で働く日勤の生活支援員の場合)



## グループホーム(共同生活援助)

障がいのある人が少人数で共同生活  
職員はそれをお手伝い

障がいのある人が10人以下で共同生活をし、職員が入浴やトイレ、食事などの手助けをしたり、入居者の生活のための相談や援助を行います。

あくまで共同生活の「住まい」であり、アパートやマンション、一戸建ての住宅などで、利用者は同じ障がいのある仲間と家庭的な雰囲気のもとで暮らし、職員はそれを手伝えるサポート役です。

職員は、入居者が仕事につくための支援や、仕事のための訓練に通う場などの連絡や調整も行います。

### ポイント

- 障がいがあるが、施設には入りたくない。でも一人暮らしは不安…という人が、数人と共同生活を送る「住まい」。将来的に一人暮らしをするためのステップとする人も
- 一人暮らしに向けて、地域のさまざまな支援者とのつながりも大切。地域作りの中心としての役割も期待されている



# 障がい者にかかわる職場



## 居宅介護

障がいがある人の自宅を訪問し  
幅広く支援

障がいがある人の自宅に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、利用者の入浴やトイレ、食事などの手伝いをしたり、本人に代わり家事をします。

また、障がいのある人が生活する上でのさまざまな相談を受けたり、助言も行います。病院に通ったり、役所での手続きなどに一緒に行き、お手伝いをすることもあります。

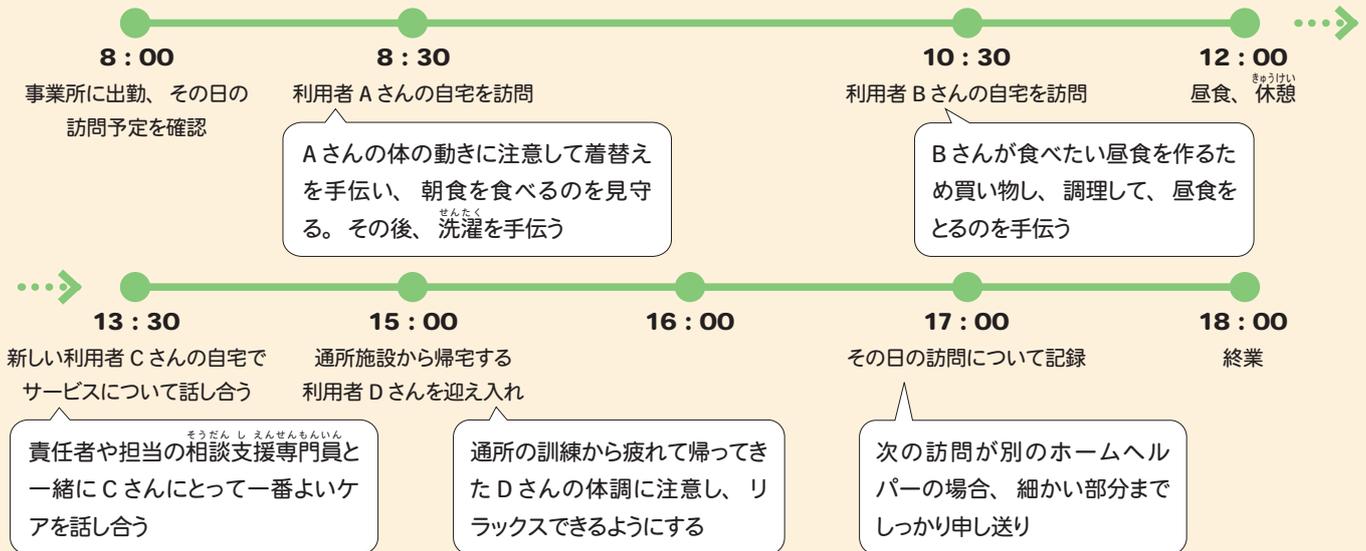
障がいのある人が、地域の住まいで自立して暮らしていく上で基本となる重要なサービスです。

### ポイント

- 重い障がいがあっても、施設ではなく自宅で暮らしたいという希望をかなえる重要なサービス
- 重い障がいがある人へのサービスは長時間に及ぶことも
- 高齢者になると、介護保険の訪問介護を使うことが優先される。介護保険の不足分は居宅介護が使えるしくみ



### 1日の仕事の流れは？（居宅介護で働くホームヘルパーの場合）



## 生活介護

障がいのある人に通ってもらい、身の回りの生活などを手伝う

障がいがある人に、主に日中通ってもらい、そこで入浴やトイレ、食事などの身の回りの生活を手伝ったり、体の機能などの低下を防ぐ訓練を行ったりします。

また、利用者さんの絵画・工芸などの創作活動や、販売する商品などを作る作業活動のサポートも行います。

さらに、利用者さんが地域の住まいで生活するための相談にのったり、助言を行うこともあります。

65歳以上になると、「通所介護（デイサービス）」に変更することもあります。

### ポイント

- 障がいのある人が「施設ではなく地域で暮らしたい」場合に通ってもらい、身の回りの世話とともに、将来に向けた思いに応える幅広いサービスが提供される
- 「共生型」という指定を受けている生活介護事業所なら、65歳になっても今までの事業所をそのまま利用できる



# 障がい者にかかわる職場



## 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)

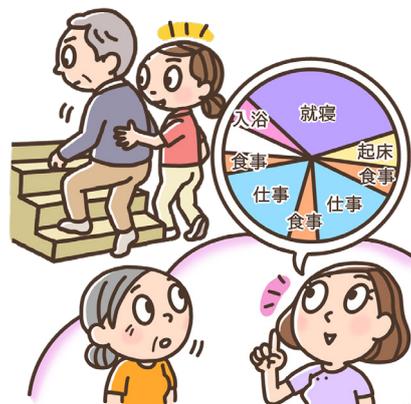
障がいがある人の「自分でできる範囲」を広げる訓練をする施設

体の障がいや知的障がい、精神障がい、または難病がある人など、さまざまな障がいがある人の自宅に訪問したり事業所に通ってもらったりして、入浴やトイレ、食事などの身の回りの生活について、その人の生活の状態や望みに沿って生活できるような訓練を受けています。

障がいがある人に泊ってもらいながら訓練を行う、宿泊型の事業所もあります。地域で暮らしていくための生活上のさまざまな相談にのったり、助言も行います。

### ポイント

- 通い・訪問・泊まりと、利用者さんの状態や生活サイクル・スタイルに合わせた訓練が受けられる、その人らしい暮らしをかなえるサービス
- 地域で一人暮らしをするために日中の活動や就労訓練に通う人も多く、訪問の要望も高いものの、職員の確保が難しいことも



## 就労継続支援 A 型・B 型事業所

障がいによって一般企業に勤めるのが難しい人に訓練や作業の機会を提供

体や知能、精神に障がいがあるため、すぐに一般企業などに勤めることが難しい人に、通ってもらいながら仕事の知識や技能を身につける訓練をしたり、販売商品を作るなど作業の機会を提供したりします。

事業所には「A 型（雇用型）」と「B 型（非雇用型）」があります。A 型は、今は勤めていないが一般企業などで働くことを目指している人が対象。B 型は、年齢や体の機能面で、一般企業で仕事につくことが現状難しいと思われるものの、その努力をしたいという人が対象です。

### ポイント

- 企業が決められた割合で障がいのある人を雇用しなければならない「法定雇用率」というしくみがあり、障がいがある人の間でも、一般企業で働く意欲が高まっているため、注目のサービス
- 一方で、利用者さん一人ひとりの仕事につく能力を、事業者がしっかりと判断できるかが問われている



## 基幹型相談支援センター

地域の相談支援事業者をさまざまな形でサポート

地域には、さまざまな障がいのある人の困りごとの相談にのって、障害福祉サービスなどにつなげる役割を果たす相談支援事業者があります。しかし、相談の困りごとが入り組んでいたり、制度で対応しきれない支援が必要など、相談支援事業者だけでは対応が難しい場合もあります。

そうした相談に対して、地域の相談支援事業者をサポートするのが基幹型相談支援センターです。市区町村が直接行うほか、市区町村が相談支援事業所に運営を任せることもあります。

### ポイント

- 障がいのある人が施設や病院を出て地域で暮らしていくには、お金や住まいなどいくつもの壁がある。一般の相談支援事業所だけでは対応が難しいことも増えている
- 障がいのある人が地域で自立しつつ安心して暮らしていくために、基幹型相談支援センターという「司令塔」の存在がますます重要



# 地域福祉にかかわる職場

## 保健所・市区町村の保健センター

地域の人々の健康を支えるための相談や対策、調査などを行う

保健所は、都道府県や区・市などに設けられている機関で、地域の人々の健康を専門性の高いレベルで支えています。例えば、難病や精神に障がいがある人の健康相談や感染症の対策、薬や食品の安全性のチェックなど、特に専門的な情報や知識が必要な部分を担当します。

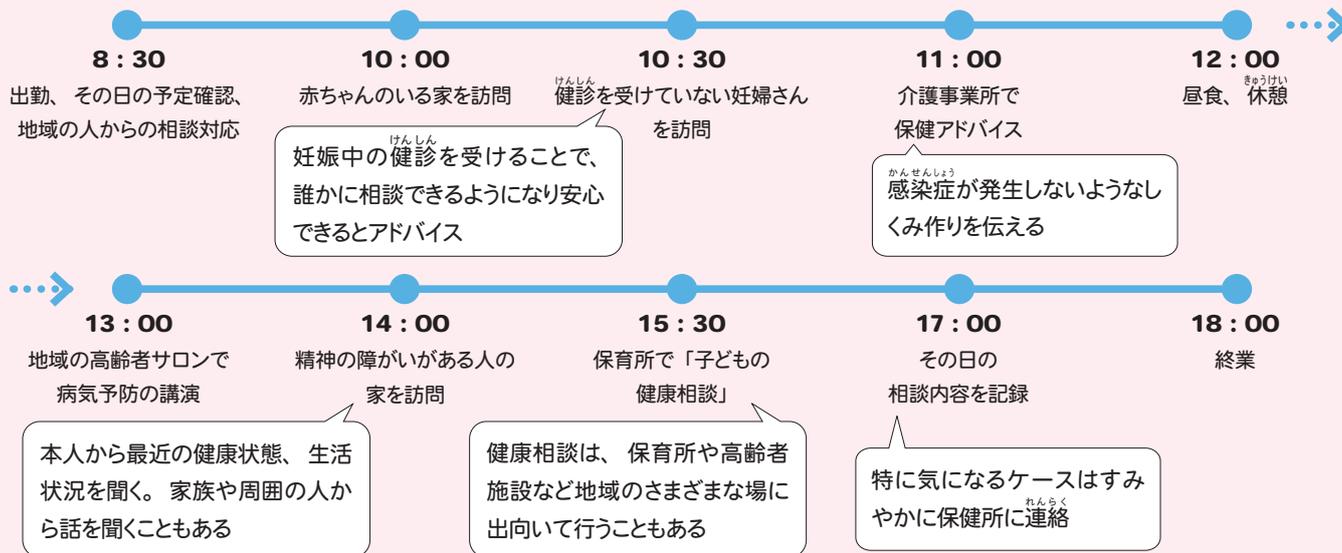
一方、保健センターは、市区町村に設けられ、保健所と比べるとより身近な相談などに対応します。例えば、生まれたばかりの子ども<sup>けんしん</sup>の健診や予防接種などについての相談も受け付けています。

### ポイント

- 難病や精神障がいがある人が、病院や施設を出て地域で暮らす流れが強まっている。保健所は、こうした人々への地域住民の理解を求める役割も担っている
- 一人暮らしの高齢者や育児相談がしにくい環境<sup>かんきょう</sup>にある親などが増えている中、保健センターは、そうした人々の健康上の悩みにのれる重要な存在



### 1日の仕事の流れは？（保健センターで働く保健師の場合）



## 社会福祉協議会

地域の人がかかわりながら暮らしやすい環境を作る手助けをする団体

地域の住民から推薦された民生委員・児童委員、ボランティア団体、町内会・自治会、民間の福祉団体のそれぞれの代表など、幅広い人々がかかわり、手助けのしゅきを手がけるのが社会福祉協議会です。略して「社協」と呼ばれ、地域のさまざまな人や団体によって運営されています。

また、地域住民の困りごとの相談にのったり、地域でどんな困りごとがあるかを調査したり、支援のためのボランティア活動などを進めたりします。

### ポイント

- 社協は、全国エリアから市区町村エリアまで幅広く置かれている。相談窓口などを作るだけでなく、社協の側から地域に出向いていくフットワークが求められる
- 国や自治体の制度だけではカバーできない困りごとが増える中、社協による地域のネットワーク作りはより重要視されている



# 高齢者にかかわる職種

## 社会福祉士

生活上のさまざまな困りごとの相談にのり  
解決に導く

私たちの日々の生活で、体や心の具合が悪くなったり、経済的に苦しくなったりして、さまざまな困りごとが生じたとき、身近に相談でき、医療や福祉などの必要なサービス利用につないでくれる人がいれば、自分で解決できることもあります。

このように、その人の相談にのり、解決できる道筋を一緒に整える「ソーシャルワーク」という仕事を手がけるのが、社会福祉士です。社会福祉士は、国家資格です。都道府県・市区町村、福祉事務所、地域包括支援センターなどで働いています。

### 「この仕事でよかった!」と思うとき

- 相談者が元気になったとき  
→ 相談者さんが前向きにリハビリに取り組んでくれた
- 専門職との絆が築けたとき  
→ 対応が難しいケースを一緒に考えてくれるようになった
- 地域の人々とのつながりが深くなったとき  
→ 地域の人が、何でも相談できる相談先として自分を推薦してくれた



## 1日の仕事の流れは? (地域包括支援センターで働く社会福祉士の場合)



## 看護師・准看護師

主治医（かかりつけ医）の指示に基づく治療の手伝いや健康状態のチェック

病気やケガで体調を崩したとき、その治療をする主治医（かかりつけ医）の指示のもと治療の手伝いをしたり、症状が落ち着いている人の健康状態をチェックしたりするのが看護師。その看護師の指示で、看護の手伝いをするのが准看護師です。看護師は国家資格ですが、准看護師は都道府県で認定する資格です。

より高い看護技術を認められた看護師を、「認定看護師」「専門看護師」といいます。主に、病院や訪問看護ステーション、介護施設、障害者施設などで働いています。

### 「この仕事でよかった!」と思うとき

- 利用者さんの体調がよくなり、自宅で生活が続けられたとき  
→ 訪問時に異変に気づきすぐ対応したところ、軽い症状にとどめることができた
- 看護について感謝されたとき  
→ 施設で亡くなった利用者さんの家族から、最期はやすらかだったと感謝された



# 高齢者にかかわる職種

## 介護福祉士

加齢や病気で暮らしづらくなった人を支える  
介護のエキスパート

人は、年をとったり何かの病気になると、体が動きづらくなったり、記憶力・判断力が低下したりします。すると、食事やトイレ、着替え、入浴などをするのがだんだん難しくなります。

介護福祉士は、そうした人々の暮らしづらさを軽減し、今もできることをできるだけ長く続けて安全・安心に暮らせるように、プロの技と知識で見守り、支えます。

主に、特別養護老人ホームやグループホーム、デイサービス、訪問介護事業所などで働いています。

### 「この仕事でよかった!」と思うとき

- 利用者さんが元気になったとき  
→ 認知症で笑わなくなった利用者さんが、よく笑うようになった
- 弱っていた利用者さんの「生きる力」を引き出せたとき  
→ やめてしまった家事の一部を手伝ったら、再びするようになった
- 利用者さん本人や介護をつらく感じていた家族に「ありがとう」と感謝されたとき



## 1日の仕事の流れは? (デイサービスで働く介護福祉士の場合)



## 介護支援専門員 (ケアマネジャー)

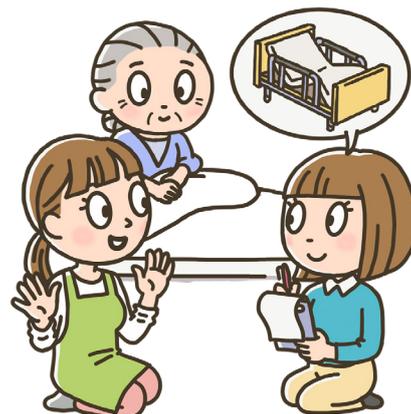
介護保険のサービスの計画を作り  
サービスの手配を行う

介護保険でサービスを使うとき、どのようなサービスが必要か計画(ケアプラン)を立て、そのサービスを手配するのが、介護支援専門員(ケアマネジャー)です。ケアプランは、利用する人やその家族の考えなどを聞き、その人が持っている力をできる限り引き出すことに心を配ります。定期的に利用者の様子を確認し、細やかに計画を見直します。

主に、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護付き有料老人ホームなどで働いています。

### 「この仕事でよかった!」と思うとき

- 利用者さんの「自分から進んでする生活」が増えたとき  
→ サービスを始めてから、再び台所に立てるようになった
- 利用者さんの人間関係が豊かになったとき  
→ 家族の介護の負担が減り、利用者さんが家族と笑顔で話す時間が増えた



## 高齢者にかかわる職種

### 理学療法士

体の機能を回復・維持するため、  
さまざまな動作の訓練を手伝う

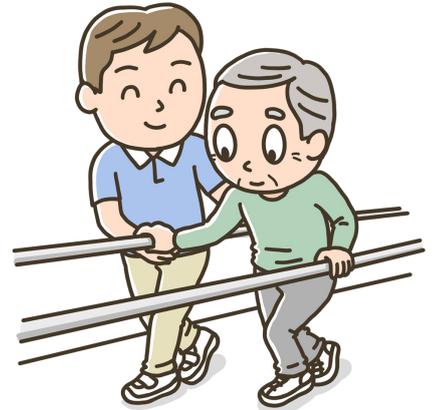
病気やケガなどで体を動かす機能が低下している人に、座る・立つ・歩くなど基本的動作の回復・維持をするため、動作の反復練習などを手伝いながら、関節が動く範囲を広げたり筋力をつけたりします。温熱や電気などで、体の動きをスムーズにすることもあります。

また、本人が訓練に前向きに取り組めるように、「やる気」を出してもらうよう心理的に支えることも大切な仕事です。

主に、病院や診療所、介護老人保健施設、通所リハビリ事業所などで働いています。

#### 「この仕事でよかった!」と思うとき

- リハビリを続けることで、その人の生活の範囲が広がり、「前向き」な思いが聞けたとき  
→ 自宅の中の移動に不安がなくなり、やりたいことができるようになったと言われた
- 高齢者のサロン（居場所）で運動指導を行い、地域の高齢者に頼られるようになったとき



### 作業療法士

日常のさまざまな「作業」を通して  
今ある能力で生活が送れるよう訓練する

病気やケガ、または生まれながら体や精神に障がいのある人が、今ある機能を使いながら社会生活を送れるように支援します。例えば、手芸や工芸、遊びなどを通じて手先を使う訓練をし、日常生活に必要な作業が行えるようにしたり、動きを助ける用具の使い方を指導したりします。精神に障がいがある人の場合は、作業を通じて人との関係を作り、社会生活がスムーズに送れるようにします。

主に、介護老人保健施設や通所リハビリ事業所、障害者施設などで働いています。

#### 「この仕事でよかった!」と思うとき

- 利用者さんがかつてしていた趣味を再び楽しめたとき  
→ 認知症の人に、昔の裁縫道具を用意したら、自ら裁縫を始めた
- 障がいのある子どもに、ポジティブな変化があったとき  
→ 脳性まひの子どもに読み聞かせ。本に興味をもつようになった
- 利用者さんの「人との付き合い」が広がったとき



### 言語聴覚士

コミュニケーションをするための  
訓練や助言をする

言葉を発する、音を聞くなどの障がいによってコミュニケーションがうまくとれない人に、それらの機能を維持・向上するように訓練するのが言語聴覚士です。タブレットなどのツールを使ったコミュニケーションの助言や指導も行います。また、神経の障がいなどで、食べ物を噛んだり飲み込んだりすることがうまくできない人に飲み込みの訓練なども行います。

主に、介護老人保健施設や通所リハビリ事業所、障害者支援施設で働くほか、特別支援学校の先生になる人もいます。

#### 「この仕事でよかった!」と思うとき

- 本人が家族とうまくコミュニケーションがとれたとき  
→ 少しずつ言葉が出せ、家族が本人の言いたいことを理解できた
- 飲み込みの訓練により、口から食べられるようになったとき
- 地域の商店街でタブレットを使った買い物のしかたの講習を依頼され、地域の人々の間で、障がいへの理解が深まったとき



# 高齢者にかかわる職種

## 栄養士・管理栄養士

体の栄養状態をよくするための  
栄養指導・献立づくり

病気があったり飲み込みの機能が低下したりしている人は、栄養状態が崩れがちです。栄養士は、そうした人に対して、どのような食生活を送ればいいのか、意識してとりたい食材は何かといった指導を行ったり、実際にその人に適した献立を作ったりします。

栄養士のうち、特に高い専門知識を学んで国家試験に合格した人を管理栄養士といいます。

主に、食事を提供する高齢者施設や各種福祉施設などで働いています。



## 臨床心理士・公認心理師

さまざまな心の問題や悩みを分析して  
解決の道を探る

心の問題や悩みは、あらゆる世代で抱える可能性があり、こじれると病気になったり、自らを傷つけたり、犯罪にかかわってしまうこともあります。そうした心の問題や悩みに対し、専門的な視点で分析し、本人の治る力を引き出せるように一緒に解決していくのが臨床心理士です。

臨床心理士は民間の団体が認定する資格ですが、2017年に国により認定される公認心理師という資格が生まれました。

主に、精神保健福祉センターや児童相談所、女性DV（ドメスティック・バイオレンス）相談所などで働いています。



## 福祉用具専門相談員

生活をサポートする福祉用具を、  
その人に合わせて選ぶ

生活での動作が難しくなった高齢者に対し、その人の状態や望む生活、住んでいる環境に合わせて、動作をサポートするための福祉用具を提案したり、使用のアドバイスをを行います。

提案の対象となる福祉用具は、車いすや介護用ベッドなど介護保険を使ってレンタルできたり購入費が補助されるものが中心です。その中から本人に合ったものを、専門的な知識を使って選びます。提案するときは福祉用具サービス計画を作成します。主に、福祉用具のレンタル・販売事業所や、福祉用具の開発・製造会社などで働いています。



## 医療ソーシャルワーカー (MSW)

医療にまつわる幅広い相談にのり  
支援につなげる

病気で病院に入院すると、治療費などのお金の問題や、退院後の生活、家族や仕事のことなど、さまざまな悩みが生じがちです。そうした医療に関係する幅広い相談にのり、必要な情報を提供したり、支援につなげたりという役割を果たすのが、医療ソーシャルワーカー（MSW）です。

また、病状が変化して別の病院に移ったり、介護施設に入ったりするときに必要な手続きの助言やサポートも行っています。多くは、病院内の相談室などで、プライバシーが守られる環境で対応しています。職場は病院が中心です。



# 子どもにかかわる職種

## 保育士

子どもたちの健やかな育ちをサポートする仕事

子どもを育てる「保育」に関する専門的な知識と技能をもったプロフェッショナル。保育所、認定こども園、児童館・児童センター、児童養護施設など幅広い場所で働いていて、そこに来る子どもたちと一緒に遊び、食事やトイレといった基本的な生活習慣を身につけさせ、健やかな育ちと豊かな人格の形成をサポートする仕事です。

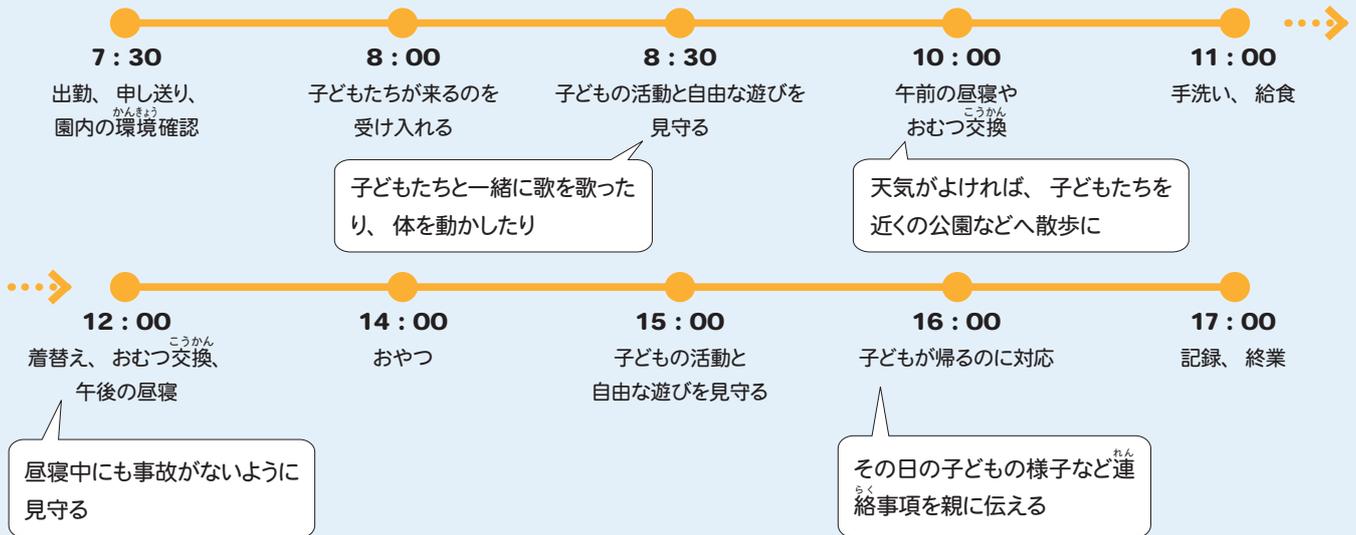
また、体の障がいや知的な障がいがある子どもたちのいる施設では、専門の資格を保有する保育士がサポートしています。

### 「この仕事でよかった!」と思うときは?

- 子どもの発育を後押しできていることを実感したとき  
→ 登園初日は照れていた子が、のびのびと過ごすようになった
- 保育園に来るのを嫌がっていた子どもから、「保育園大好き」と言われたとき
- 子ども一人ひとりの個性がわかるようになったとき



### 1日の仕事の流れは? (保育所で働く保育士の場合)



## 幼稚園教諭

小学校に入学する前の子どもたちを教育する仕事

幼稚園教諭は、主に幼稚園で、子どもたちが小学校で集団生活をするための生活習慣や知識を教える仕事です。

保育士が主に保育所で子どもたちの健やかな発育を支えるのに対し、幼稚園教諭は主に幼稚園で3歳以上の子どもたちがスムーズに小学校生活へ移れるように「教育」する役割が多くなります。

3歳から小学校に入学するまでの子どもたちが通う「幼稚園」のほか、保育所と幼稚園の両方の役割をもつ「認定こども園」にも働く場があります。

### 「この仕事でよかった!」と思うときは?

- 子どもの成長を手伝っていると実感できたとき  
→ 入園当初、いすに座っていられなかった年少組が、練習を重ね、最後は無事におゆうぎ会を終えられた
- 親から「子どもが成長した」という実感が伝えられたとき  
→ 自宅で後片付けやお手伝いを自ら行うようになったと聞いた



# 子どもにかかわる職種

## とくべつしえんがっこうきょうゆ 特別支援学校教諭

しょうがいのある子どもたちをきょういくするしごと

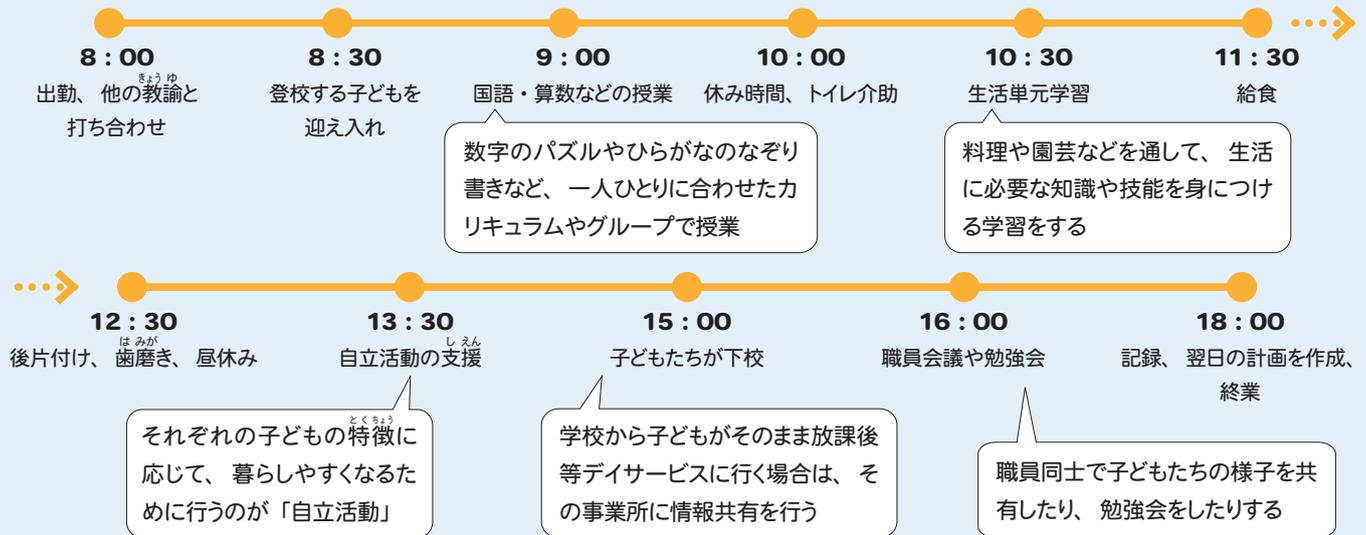
主に、体の障がいや知的な障がいがある子どもたちが通う特別支援学校で働いています。ハンディキャップのある子どもたちに、生活する上で必要な知識や技術を教える仕事です。障がいに関する基本的な知識を備え、一人ひとりの教育上の望みに応えるための技術をもっています。また、学習障害や注意欠如・多動性障害など、学習や生活のしづらさに悩む子どもたちの就学のサポートもします。小中学校の中にある特別支援学級でも働いています。

### 「この仕事でよかった!」と思うとき

- 生徒が自ら進んで活動を行うようになったとき  
→生活単元学習で、率先して同級生と協力するようになった
- 親から、生活習慣が身につけてきたと聞いたとき  
→脱ぎ散らかした衣服を自分でまとめるようになったと聞いた
- 地域の人たちの理解が深まり、交流の機会が増えたとき



### 1日の仕事の流れは? (特別支援学校で働く特別支援学校教諭の場合)



## じどうしどういん 児童指導員

しせつなどでせいにかつする子どもたちをささぐるしごと

児童養護施設など、家庭の事情により福祉施設で生活する子どもたちが健やかに成長できるよう、親に代わって生活のサポートを行う職種です。子どもたちが安心できる環境を整えたり、その他の支援者や学校と子どものサポート方法を話し合うなど、さまざまな事情を抱えた子ども一人ひとりの個性に合わせて、悩みや困りごとを解決できるよう努めます。また、子どもの親との話し合いも行います。主に、児童養護施設や乳児院、障害児入所施設などで働いています。

### 「この仕事でよかった!」と思うとき

- 生活習慣が身についたとき  
→手づかみで食事を食べていた子どもが、箸やフォークを使って食事ができるようになった
- 悩みを抱えた子どもが、心を開いてくれたとき  
→周囲から孤立していた子どもが、打ち解けて友だちができた
- かかわった子どもが成長し、社会でがんばっていると聞いたとき



# 子どもにかかわる職種

## 児童心理司

虐待などを受けた子ども、虐待してしまった親の心を診断・ケア

親が育児をやめてしまったり虐待をしたりしたら、子どもの心には大きな傷が生じます。一方で、その親の側も心の問題を抱えていることがあります。虐待などで保護した子どもの心をケアしたり、再び親子で暮らせるように親の心の問題を解決するため、児童心理司は虐待を受けた子どもやその親と面談し、それぞれの心の状態について検査・診断を行います。その上で、親と子それぞれに援助計画を作ります。

主に、児童相談所、児童養護施設、福祉事務所、障害児入所施設などで働いています。



## ベビーシッター

親が子どもの世話をできないときに、親の代わりに保育をする仕事

親が仕事や病気、用事などで子どもの世話をできない間、親に代わって子どもの身の回りの世話をサポートする仕事です。子どものいる家庭を訪れて行うほか、施設などで子どもを預かる場合もあります。施設で預かる場合は、保育所とは異なり、その子どもだけを原則として1対1で担当します。

子どもを預かってもらいたい親を紹介するファミリー・サポート・センターという制度や、役所が運営する家庭保育室の一時預かりなどで、近年活躍の場が増えています。



## スクールソーシャルワーカー (SSW)

学校で子どもたちに寄りそい、さまざまな問題を解決に導く

主に小学校・中学校・高等学校にいて、子どもたちに寄りそいながら、彼らの生活上の悩みやいじめ、不登校、虐待などを解決するためにさまざまな手助けを行います。

これらの問題の解決に向けて、所属する学校の先生に指導や助言を行うこともあります。

小・中・高等学校で先生とは別に採用されて働いたり、教育委員会や教育事務所で働きながら、地域の学校のさまざまな問題を解決するために派遣されたりして働くこともあります。



## こども家庭ソーシャルワーカー

さまざまな問題に苦しむ子どもを援助する新たな資格

貧しい家庭環境や親からの虐待などにより、健やかな成長を妨げられる恐れのある子どもの相談にのり、援助の手を差し伸べる仕事です。こうした子どもたちの支援には、さまざまな資格をもつ人がかかわっていますが、こども家庭ソーシャルワーカーは、それらを総合的に行う専門職です。地域のあらゆる場所で子どもの家庭と福祉にかかわる専門家として2024年4月から新たにスタートする資格です。

主な職場は、児童相談所、市区町村の役所、児童養護施設などの予定です。



## 障がい者にかかわる職種

### 精神保健福祉士

精神に障がいがある人が、  
地域で暮らすための支援を手がける

精神に障がいがある人を支援する国家資格です。その人を理解するための深い知識と、支える制度やしくみの情報を備え、精神医療を受けている人が地域で暮らし社会になじめるように、さまざまな相談のります。本人が「どうしたいか」を自分で決める権利を尊重しながら、多様な支援の機関と協力して、その人の社会生活の困りごとを解決していきます。

主に精神科病院、保健所、保健センター、精神保健福祉センター、就労継続支援事業所などで働いています。

#### 「この仕事でよかった!」と思うとき

- 退院した患者さんが、地域で安心して暮らしているとき  
→グループホームで他の入居者と協力しながら生活できている
- 退院した患者さんと地域の人々が交流できているとき  
→患者さんが地域の交流会によく参加していると聞いた
- 精神に障がいがある人への地域の理解が深まったとき



### 障害者支援施設職員

入所する障がい者に対し、  
身の回りのお手伝いや訓練などを手がける

障がいがある人が住む施設に、障害者支援施設があります。入所者の身の回りの生活を手助けしたり、生活上のさまざまな相談にのったりします。

身の回りの生活を手助けする「生活支援員」、就労に向けた訓練や支援を行う「就労支援員」「職業指導員」。体を動かす訓練は、理学療法士や作業療法士が行います。健康に気を配る主治医(かかりつけ医)や看護師、栄養士などもいます。

このような職種全員が「障害者支援施設職員」であるといえます。

#### 「この仕事でよかった!」と思うとき

- 入所者がいきいきと創作活動などを行っているとき  
→自分に合った作業を見つけて、就労への希望が強くなった
- 日々の訓練を通じて、入所者が自分でできることが広がったとき
- 入居者への求人が寄せられるなど、地域の人から好意的なはたらきかけがあったとき



### 相談支援専門員

障がいがある人の地域生活を支える  
サービスの相談や手配

障がいがある人が、地域で自分らしく暮らすために障害福祉サービスの手助けなどが必要になった場合、それらに関する相談を受け、本人の思いを尊重しながらサービスを提案し、利用の計画を立て手配をします。また、障害者施設に入所している人が、施設を出て地域で暮らしたい場合、例えば自分で入居の契約が結べない人に代理人を見つけるなど住宅に移るのを手伝ったりします。

主に、指定相談支援事業所、基幹相談支援センター、市区町村などで働いています。

#### 「この仕事でよかった!」と思うとき

- 施設から出た人が、望み通り一人暮らしができているとき  
→金銭管理の不安を、支援のおかげで解決できた
- 障がいがある人の家族の悩みが軽くなったとき
- さまざまな支援機関の専門職とのつながりが広がったとき  
→住居支援について相談できる機関ができた



# 障がい者にかかわる職種

## しょうがいじしゃきょたくかいごじゅうじしゃ 障害児者居宅介護従事者 (ホームヘルパー)

しょうがいがある人の自宅に行き  
生活上のさまざまな支援を行う

体の障がいや知的障がいなどがある人や子どもの自宅に訪問して、食事や着替え、トイレなどを介助したり、家事の手伝いをします。また、生活上のさまざまな相談にのったり、助言をすることもあります。これにより、重い障がいがあっても、住み慣れた地域で生活できるようになり、また同居する家族の介護負担も軽くします。

障害福祉サービスのうち、主に利用者さんの自宅に訪問する居宅介護や、障がいより重い人のための重度訪問介護をしている事業所、同行援助事業所などに勤めています。



## ガイドヘルパー (移動介護従事者)

しょうがいのために外出が困難な人に付き添い、  
移動を手伝う

障がいがあり、1人だと困難や危険がある人の外出に付き添い、移動の手伝いをします。移動しているときの食事やトイレなど、そのときどきで必要となる行為の手伝いもします。視覚の障がいがある人の移動の手伝いをする「同行援護従事者」。知的障がいや精神障がいなどがある人に付き添う「行動援護従事者」。全身がほとんど動かせない重い体の障がいがある人を対象とした「全身性障害者ガイドヘルパー」の3種類があります。主に、移動支援事業者、居宅介護事業所、障害者支援施設などで働いています。



## しゅわつうやくし 手話通訳士

みみが聞こえない人などの  
コミュニケーションを、手話で手伝う

音や声で相手とやり取りするのが難しい人に、手話による通訳でコミュニケーションの仲立ちをする仕事です。例えば、耳が聞こえない人がどこかに出かけるときに、手話通訳士が付き添って、周囲の人とのコミュニケーションを手助けします。

また、全ての人に知ってもらいたい政治や災害などにかかわる放送や、関係する人が内容をしっかり理解する必要がある裁判などで、「手話通訳」として担当することもあります。

主に、ボランティアセンター、役所や病院、ろう学校や福祉系専門学校などで働いています。



## ぎしそうぐし 義肢装具士

てあしうしなひとなどの義肢や装具を作り  
体に合わせる「職人」

事故や病気で手や足を失ったり、体を動かす機能に障がいが残った人に、手足の代わりとなる「義肢」や「装具」を作ります。それらがその人の体格や動きに合うように調整するのも仕事です。これにより、利用者さんは生活を送る上で必要な動きを取り戻し、社会に復帰するためのリハビリテーションに取り組めます。義肢・装具の材料やデザインの知識、義肢・装具を作る機械の操作技術も求められます。

主に、義肢製作所（製作現場・店舗）や病院、リハビリテーションセンターなどで働いています。



# 地域福祉にかかわる職種

## コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

制度の枠にとらわれず、  
その人オリジナルの支援をコーディネート

お金や住むところに困っている、外国から来た人で言葉が通じなくて制度になかなかつながらないなど、困りごとにはいろいろな課題が入り組んでいて、国や自治体が決めた制度のしくみだけでは、暮らしのサポートに足りないこともあります。サポートを組み合わせる使うことが必要ですが、困っている本人がそれを行うのは難しいため、枠組みにとらわれず、一人ひとりに合った支援をコーディネートする専門職が必要となります。それが、コミュニティソーシャルワーカー (CSW) です。  
主に、社会福祉協議会や障害者施設などで働いています。



## 保健師

地域の人々が健康な生活を送れるように  
相談やアドバイスなどをする地域の看護師

小さな子どもからお年寄りまで、地域の人が健康な生活を送れるように手伝います。たとえば、学校や会社で行う健康診断などに出向いて、生徒や社員に健康のアドバイスをしたり、高齢者が集まるサロン（居場所）などで、病気を予防するための指導を行ったり、子どもの健康や成長について悩む親の相談にものります。これら以外にも、保健師は地域の「健康」にかかわるさまざまな機会、幅広く活躍しています。  
主に、保健所や保健センター、地域包括支援センターや学校などで働いています。



## 民生委員・児童委員

一般の住民から選ばれ、  
地域の人々を見守り手助けする

民生委員はその民生委員・児童委員本人が住んでいる地域から選ばれた、一般の住民です。地域の人々が暮らしやすくなるための手助けをする人です。具体的には、地域で一人暮らしをしている高齢者など、困りごとが生じがちな人々を見守り、相談にのったり助言を行ったりします。何かの手助けが必要な人には、専門的な支援ができる機関につなげたりもします。特に、子どもや妊娠中・出産したばかりの親の手助けを行う人を「児童委員」といい、民生委員がかねています。  
それぞれの民生委員に担当区域があり、そこを中心に活動しています。



## ボランティア・コーディネーター

ボランティアに心構えを伝えたり、  
支援の内容を調整する

近年は、大きな自然災害が起ると、さまざまな地域から多くのボランティアが被災地の支援に訪れるようになりました。しかし、そのボランティアと被災した人との行き違いや、ボランティア同士での意見の食い違いが起こることもあります。こうならないように、ボランティアを行う人に、その心構えや注意点などを伝えたり、どの部分をどう助けてもらうかを調整したりするのが、ボランティア・コーディネーターの仕事です。  
主に、社会福祉協議会のボランティアセンターや、NPO・NGO 団体などで活動しています。



福祉保健医療の総合情報サイト



<https://www.wam.go.jp/>

